

**合格プロジェクト vol3**  
**講座分析**  
 ～上級ファンダメンタル講座を活用して  
 合格点を手に入れる～  
  
 リーダーズ総合研究所  
 竹内 千佳

**現状分析①**

	2014	2015	2016	2017	
法令 択一式	80.8	95.6	90.1	102.8	易
多肢 選択式	14.2	19.6	16.1	16.8	易
一般知識	29.7	31.8	31.7	39.0	易
合計 (記述式除く)	124.7	147.0	137.9	158.6	易
合格者数	4043人 (8.27%)	5820人 (13.12%)	4084人 (9.95%)		

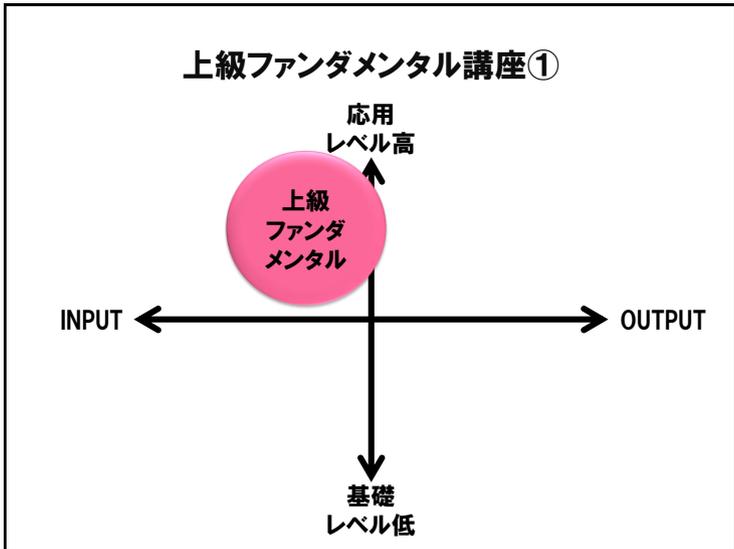
**現状分析②**

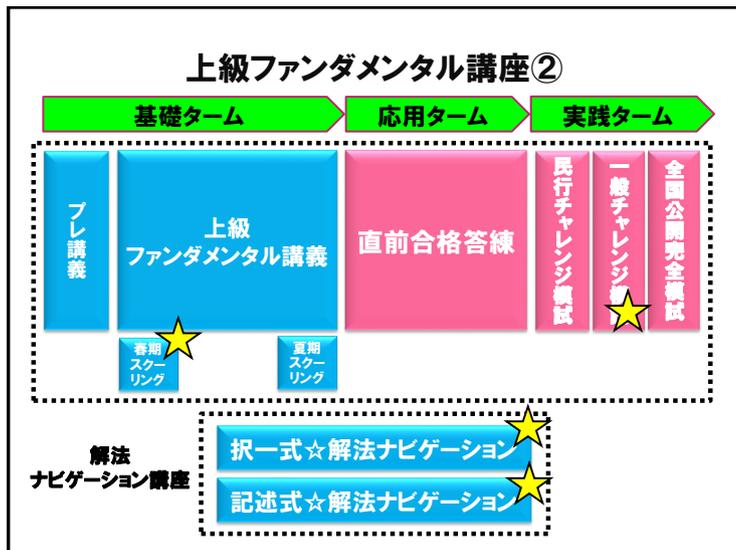
		2014	2015	2016	2017	
法令科目	基礎法学	54.8%	40.3%	54.1%	72.5%	易
	憲法	45.3%	68.4%	47.1%	60.5%	易
	行政法	57.6%	71.5%	65.5%	66.1%	易
	民法	43.6%	52.5%	55.2%	63.9%	易
	商法	38.5%	34%	40.5%	58.5%	易
一般知識	政経社	50.2%	48.7%	48.5%	59.0%	易
	情報	62.8%	67.5%	56.6%	70.8%	易
	文章理解	50.8%	66.5%	75.9%	93.5%	易

**科目別出題傾向**

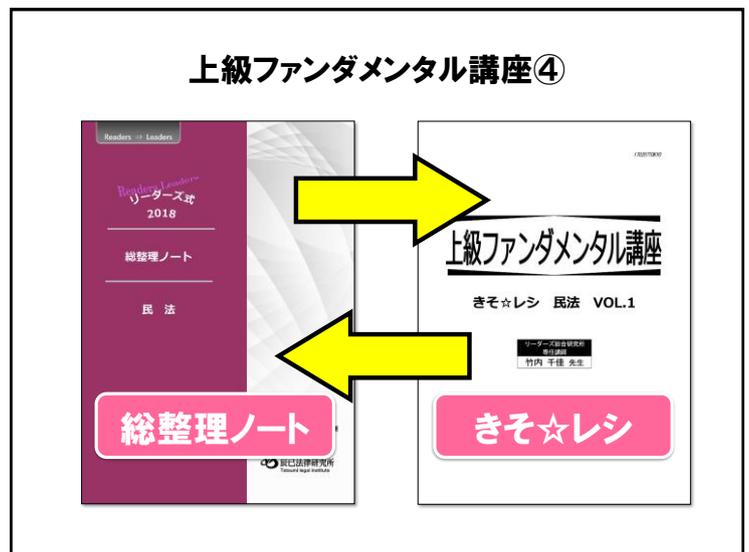
	出題数	難易度	対策の容易性	必要時間
民法	76	普通	財産法:普通 家族法:普通	多い
行政法	112	易	易	普通
憲法	28	普通	人権:やや難 統治:易	人権:普通 統治:少ない
商法	20	会社:易 総則商行為:易	会社:普通 総則商行為:易	会社:普通 総則商行為: 少ない

- 判例学習の留意点**
- ☑まずは重要判例の理解を深めること
  - ☑なぜその問題提起がなされたのか、なぜその結論に至ったのか、必ず理由と結論を結びつけること
  - ☑暗記ではなく、理解→記憶、裁判官の思考過程を知ること





- ### 上級ファンダメンタル講座③
- 1** 知識の再確認→集約→記憶  
 ☞ 総整理ノート「基礎知識の再確認」
  - 2** 講師オリジナル集約レシビ「きそ☆レシ」  
 ☞ 法的思考力に基づく「知識の使い方」
  - 3** 実務で使える法的思考力の養成  
 ☞ 「法律を使える力」



### 総整理ノート

**判例** (最大判 11.11.24)

抵当権は、競売手続において実現される抵当不動産の交換価値から他の債権者に優先して被担保債権の弁済を受けることを内容とする物権であり、不動産の占有を抵当権者に移すことなく設定され、抵当権者は、原則として、抵当不動産の所有者が行う抵当不動産の使用又は収益について干渉することはできない。

しかしながら、第三者が抵当不動産を不法占有することにより、競売手続の進行が害され適正な価額よりも売却価額が下落するおそれがあるなど、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、これを抵当権に対する侵害と評価することを妨げるものではない。

そして、抵当不動産の所有者は、抵当権に対する侵害が生じないよう抵当不動産を適切に維持管理することが予定されているものといえる。したがって、右状態があるときは、抵当権の効力として、抵当権者は、抵当不動産の所有者に対し、その有する権利を適切に行使するなどして右状態を是正し抵当不動産を適切に維持又は保存するよう求める請求権を有するといふべきである。そうすると、抵当権者は、右請求権を保全する必要があるときは、民法423条の法意に従い、所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代位行使することができるものと解するのが相当である。

なお、第三者が抵当不動産を不法占有することにより抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権に基づく妨害排除請求として、抵当権者が右状態の排除を求めることも許されるものといふべきである。

### きそレシ

## 抵当権に基づく妨害排除請求権

抵当権は非占有担保物権であるから、原則として抵当不動産の使用収益は所有者に委ねられている。

↓

しかし、抵当不動産が適切に維持管理されない場合には、抵当権の交換価値の実現が妨げられ、抵当権者の利益が侵害されることとなる。

↓

そこで、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済権の行使が困難となるような場合には、抵当権に基づく妨害排除請求も認められる。

